

豊橋市屋外広告物条例の概要

【発行：令和8年2月】

◆ はじめに

豊橋市では、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物条例を制定し、必要な規制の基準を定め、一定規模を超える物件等に対して許可申請を求めています。

◆ 禁止広告物・・・危険なもの等は表示・設置ができません。(条例第10条)

- ① 著しく汚染、退色等したもの
- ② 著しく破損、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似したものや効用を妨げるもの
- ⑤ 交通の安全を阻害するおそれのあるもの

◆ 禁止物件・・・屋外広告物の表示・設置ができない物件があります。(条例第4条)

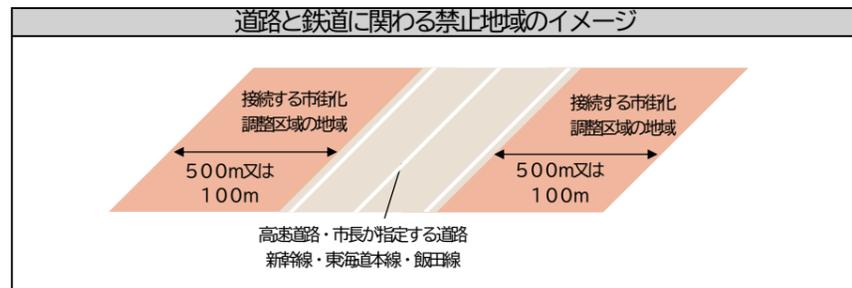
- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物等
- ② 石垣、よう壁等
- ③ 街路樹等
- ④ 信号機、道路標識、道路上のさく等
- ⑤ 電柱、街灯柱等
- ⑥ 郵便ポスト、路上変圧器等
- ⑦ 送電塔、送受信塔等
- ⑧ その条例で定められたもの

※ 特別に定められた基準に適合するものは表示・設置が可能です。(条例第8条)

◆ 禁止地域・・・屋外広告物の表示・設置ができない地域があります。(条例第3条)

- ① 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、風致地区
- ② 重要文化財、登録有形文化財、県指定有形文化財等である建造物の周囲50m以内の地域
- ③ 史跡名勝天然記念物等の地域
- ④ 風致の保安林
- ⑤ 県自然環境保全地域(吉祥山)
- ⑥ 高速道路や新幹線又は鉄道の全区間
- ⑦ 高速道路や新幹線に接続する500m未満までの市街化調整区域の地域
- ⑧ 市長が指定する道路(*)の市街化調整区域の区間とそれに接続する100m未満までの市街化調整区域の地域
- ⑨ 東海道本線や飯田線に接続する100m未満までの市街化調整区域の地域
- ⑩ 都市計画公園、都市計画緑地、都市計画墓園
- ⑪ 国定公園(三河湾国定公園)、県立自然公園(石巻山多米県立自然公園)
- ⑫ 官公署、学校等の敷地、斎場の敷地

* 市長が指定する道路は、屋外広告HPをご覧ください。



◆ 共通基準・・・屋外広告物の許可に関する共通的な基準です。(条例施行規則第15条)

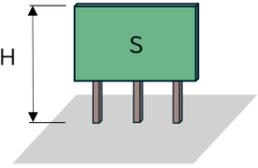
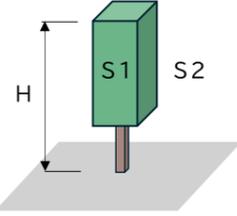
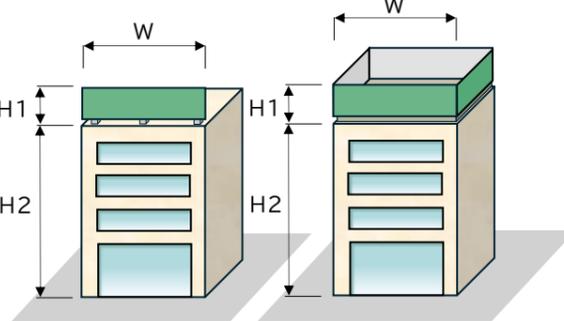
No.	基準
①	景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと
②	原色を過度に使用しないこと
③	著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと
④	照明設備を有するものは、昼間においても景観を損なわないこと
⑤	照射する場合は、下向き照射とするように努めること
⑥	広告物を表示しない面及び脚部の部分は、塗装その他の装飾をすること
⑦	容易に腐朽し、又は破損しない構造とすること
⑧	風雨その他の震動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊する恐れのないこと
⑨	交通を妨害するような位置に表示し、又は設置しないこと
⑩	交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと

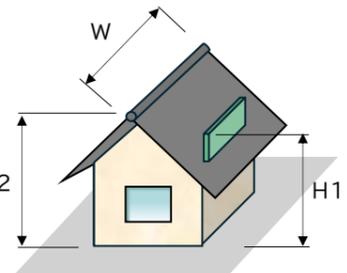
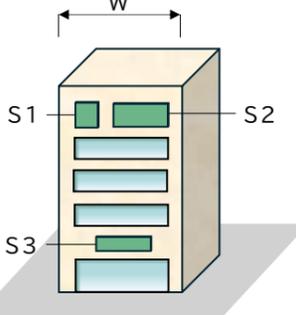
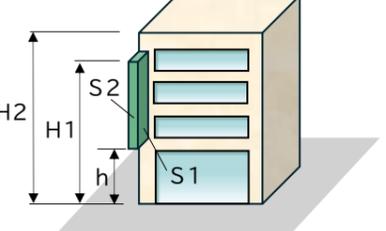
◆ 個別基準・・・屋外広告物の許可に関する広告物の種類ごとの基準です。詳しくは条例施行規則をご確認ください。

区分		広告板			広告塔			屋上広告			壁面広告		
禁止地域 (条例第3条)	一般広告物	表示不可			表示不可			表示不可			表示不可		
	自家用 広告物	高さ：10m以下、かつ第一種・第二種低層住居専用地域及び風致地区は建築物の棟高以下 合計面積：20㎡以下(他の広告物を含む最大可視面積)			高さ：10m以下、かつ第一種・第二種低層住居専用地域及び風致地区は建築物の棟高以下 合計面積：20㎡以下(他の広告物を含む最大可視面積)			建築物	耐火・不燃構造	木造	合計面積20㎡以下 (他の広告物を含む最大可視面積)		
許可地域 (条例第5条)	指定道路 及び 鉄道に 接続する 市街化 調整区域	一般広告物	区分	高層・縦線	その他	区分	高層・縦線	その他	建築物	耐火・不燃構造	木造	面積制限なし	
			路側からの距離	500m以上	100m以上	路側からの距離	500m以上	100m以上	高さ	建築物の高さの3分の2以下	建築物の棟高以下		
	高さ	10m以下	10m以下	高さ	20m以下	15m以下	面積	制限なし					
	面積	35㎡以下	35㎡以下	面積	50㎡以下	35㎡以下	面積	制限なし					
※ 表示面積に関係なく許可が必要													
上記以外 の区域	自家用 広告物	高さ	10m以下		高さ	10m以下		建築物	耐火・不燃構造	木造	住居系の用途地域	その他の地域	
		面積	35㎡以下(片面)		面積	50㎡以下(最大可視)		高さ	建築物の高さの3分の2以下	建築物の棟高以下	1壁面につき20㎡以下	面積制限なし	
※ 表示面積に関係なく許可が必要													
※ 住居系の用途地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた、第一種、第二種住居地域及び準住居地域をいう。													
※ 面積は、広告板にあっては片面面積、広告塔にあっては最大可視面積、壁面広告にあっては1壁面の面積をいう。													

◇ 禁止地域の案内広告：高さ5m以下、面積5㎡以下(片面)、その他表示内容等の基準有り。※ 表示面積に関係なく許可が必要。

◆ 個別基準の参考図

広告版	広告塔	屋上広告（耐火・不燃構造建築物）
		
<ul style="list-style-type: none"> ・ H=10m以下 ・ S=35㎡以下（片面） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H=10m以下 ・ S1+S2=50㎡以下（最大可視面積） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H1=H2×2/3以下 ・ W（建築物の外郭の垂直面）から突き出さないこと ・ 塔状は避け、建築物の外観と一体化すること

屋上広告（木造建築物）	壁面広告	突き出し広告
		
<ul style="list-style-type: none"> ・ H1=H2以下 ・ Wから突き出さないこと ・ 塔状は避け、建築物の外観と一体化すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種・第二種住居地域・準住居地域は、S1+S2+S3=20㎡以下（1壁面内） ・ W（建築物の壁面の端）から突き出さないこと ・ 1壁面に同一内容は1個 	<ul style="list-style-type: none"> ・ S1+S2=15㎡以下（最大可視面積） ・ H1=H2以下 ・ h=2.5m以上（歩道） ・ h=4.7m以上（車道）

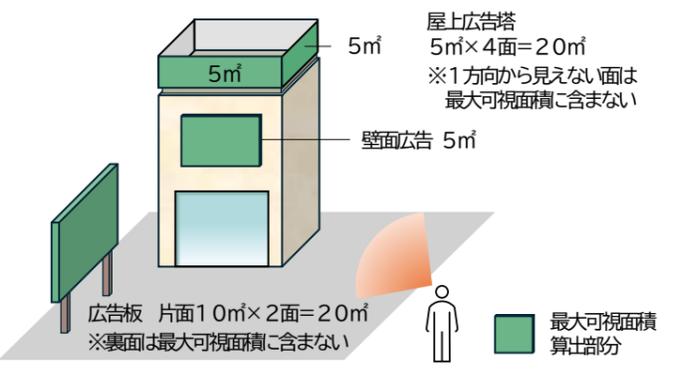
※ 屋外広告物の種類と個別基準は他にもあります。詳しくは条例施行規則をご確認ください。

◆ 最大可視面積の参考図

○ 最大可視面積とは

同一敷地内で全ての広告物を一方向から見たときに、同時に見ることが出来る複数の広告物の表示面積の合計（最大値）をいいます。

右図の最大可視面積は、緑色の部分の合計（広告板の片面10㎡、壁面広告5㎡、屋上広告塔の2面10㎡）の計25㎡です。



屋上広告塔 5㎡×4面=20㎡ ※1方向から見えない面は最大可視面積に含まない

壁面広告 5㎡

広告板 片面10㎡×2面=20㎡ ※裏面は最大可視面積に含まない

最大可視面積算出階

◆ 適用除外・・・禁止地域や許可申請の規定等が適用されない屋外広告物があります。（条例第8条）

No.	主な基準
①	法令の規定により表示するもの
②	自己の名称や事業内容を自己の住所や事業所内に表示する広告物（自家用広告物）で一定規模以下のもの
③	自己の土地や物件を管理するために表示する広告物（管理用広告物）で一定規模以下のもの
④	工事現場の仮囲い等にもので宣伝の用に供しないもの
⑤	冠婚葬祭や祭礼等のために一時的に表示するもの
⑥	講演会等のために会場の敷地内に表示するもの
⑦	人や車両等に表示するもの
⑧	収益目的でないもの又は政治団体の政治活動のもので、一定規模以下のもの

◆ 許可申請の手続き・・・一定規模を超える場合等、屋外広告物の表示・設置には許可が必要です。

○ 許可申請が必要な屋外広告物

区分	一般広告物	自家用広告物	
禁止地域	原則表示不可	他の広告物を含めた最大可視面積が10㎡を超えるもの	
許可地域	全て	住居系の用途地域	他の広告物を含めた最大可視面積が10㎡を超えるもの
		その他の地域	他の広告物を含めた最大可視面積が20㎡を超えるもの

○ 手続きの流れ



※ 許可申請書は、郵送、窓口を持参または電子申請（屋外広告HPから手続き可）により提出してください。
 ※ 許可を更新する場合や、許可を受けた物件を変更・改造する場合も許可申請が必要です。
 ※ 詳しくは、屋外広告HPに掲載の「豊橋市屋外広告物許可申請等の手引き」をご覧ください。

○ 許可申請手数料

区分	単位	許可期間	手数料
ネオンサインその他 照明設備を有しないもの	一の広告物又は掲出物件の 広告表示面積5㎡につき	1年以内	900円
		1年を超え、3年以内	1,300円
ネオンサインその他 照明設備を有するもの	一の広告物又は掲出物件の 広告表示面積5㎡につき	1年以内	1,200円
		1年を超え、3年以内	1,900円

◆ 屋外広告業の登録制度・・・屋外広告業を営む場合は、屋外広告業の登録または特例の届出が必要です。

- 屋外広告業とは
屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う営業のことで、具体的には施工業者が該当します。
- 屋外広告業の登録制度
豊橋市内で屋外広告業を営む場合は、豊橋市に登録申請を行い、登録を受ける必要があります。
- 特例屋外広告業の届出制度
愛知県で屋外広告業の登録を受けた者を、豊橋市への届出により、登録を受けた者とみなす制度です。
※ 詳しくは、屋外広告HPに掲載の「屋外広告業の登録制度と申請の手引き」をご覧ください。

◆ 問い合わせ先：豊橋市役所 都市計画部 都市計画課 管理・景観グループ
 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 TEL：0532-51-2616 FAX：0532-56-5108
 E-mail：toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp
 ◆ 屋外広告HP：https://www.city.toyohashi.lg.jp/13441htm ※ 屋外広告HPはこちら →

